

基本編

第1部 総則

第1章 計画の基本方針

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、網走市防災会議が策定する計画である。網走市の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定める。

- 1 網走市の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と、被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2章 計画の基本理念

災害対策基本法第2条の2に掲げる災害対策に関する基本理念に則り、本計画の基本理念を以下に掲げる。

- 1 市の自然的特性、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえた災害の発生を想定し、被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- 2 市は、国、北海道及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせることで一体的に講ずるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて防災対策の改善を図る。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を的確に災害の状況を把握し、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護する。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無、その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する。
- 6 市は、災害が発生したとき、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図る。

第3章 計画推進にあたっての基本となる事項

本計画は、前章の基本理念をふまえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民及び事業者が身の安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。そのため、新型コロナウイルス感染症の上での避難所は、市内小学校を中心に開設し、災害の規模や縮小した場合等に応じて中学校・コミセン・住民センター等を活用する。なお、暴風雪における国道閉鎖時の帰宅困難者への避難所は除く。

第4章 計画の構成

網走市地域防災計画は、基本編、事故災害対策編、災害復旧・復興計画編、地震対策編及び資料編により構成する。

また、旅行、外出、出張等により、本市で災害に遭遇した場合、本編の必要事項を準用させ、住民と同様、生命と身体の安全確保に努める。

第5章 用語

本計画において各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

標記	説明
基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
市防災会議	網走市防災会議
本部（長）	網走市災害対策本部（長）
振興局協議会	オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会

道計画	北海道地域防災計画
市計画	網走市地域防災計画
防災関係機関	網走市防災会議を構成する機関
災害予防責任者	基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	基本法第 50 条第 2 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
複合災害	同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第 6 章 計画の修正要領

市防災会議は、基本法第 42 条に定めるところにより市計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

ただし、軽易な事項又は緊急の必要があるときは、市長（会長）が修正し、市防災会議に報告する。

- 1 社会、経済の発展に伴い市計画が社会生活の実態と著しく乖離^{かいり}したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他市防災会議会長が必要と認めるとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第 7 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、資料 1-1 のとおりとする。

[資料 1-1] 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第8章 住民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身を守るように行動したうえで、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市、北海道、国及びその他の防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

こうした考え方にに基づき、市はいつでもどこでも起こりうる災害による人的、経済的な被害軽減を目的に減災対策の充実に努める。

第1節 住民の責務

住民は、地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努める。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法を確認すること。
- (2) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常時持出品（救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保に努めること。
- (3) 隣近所との相互協力関係の醸成を図ること。
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性を把握すること。
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等を習得すること。
- (6) 町内会等における要配慮者に配慮すること。
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況を把握すること。
- (2) 近隣の負傷者・要配慮者を救助すること。
- (3) 初期消火活動等の応急対策を講ずること。
- (4) 避難場所での自主的活動に努めること。
- (5) 防災関係機関の活動に協力すること。
- (6) 自主防災組織の活動に当たること。

3 災害緊急事態の布告があった時の協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経

済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2節 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、北海道、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。市内の各事業所は、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努める。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定すること。
- (2) 防災体制の整備を図ること。
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予防被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育を実施すること。
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況を把握すること。
- (2) 従業員及び施設利用者に災害情報を提供すること。
- (3) 施設利用者の避難誘導に当たること。
- (4) 従業員及び施設利用者を救助すること。
- (5) 初期消火活動等の応急対策に当たること。
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3節 住民及び事業所による地区内の防災活動の推進

- 1 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市町村との連携に努めるものとする。
- 3 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市計画に地区防災計画を定める。
- 4 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地区全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合図られるよう努めるものとする。また、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- 5 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4節 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。